

# 北本市学校開放連絡協議会規約

## (名称及び目的)

第1条 本会は、北本市学校体育施設開放連絡協議会（以下「連絡協議会」という）と称し、学校体育施設開放の円滑な運営、管理及び各施設の連絡調整を図ることを目的とする。

## (組 織)

第2条 本会は、各学校体育施設ごとに組織されている学校体育施設開放運営委員会の委員および学識経験を有する者で組織する。

## (役 員)

第3条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長                    1名
- (2) 副会長                若干名
- (3) 顧 問                若干名
- (4) 委員長                若干名

## (役員の仕事)

第4条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、会長及び副会長の諮問に応じる。

## (役員を選出)

第5条 会長、副会長、顧問は、委員長会の推薦による。

## (委員の任期)

第6条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第7条 本会の会議は、全体会と委員長会とし、会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長会は、本会の目的達成のため、必要な事項を審議する。

(2) 校長は、学校管理の立場で委員長会に出席し、学校体育施設開放が適正に行われるよう意見を述べることができる。

3 会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は出席役員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 2 この規約施行後、最初の年度の第7条及び第9条については昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成9年5月27日より施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月26日より施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月10日より施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月24日より施行する。